

（仮称）月越原野風力発電事業環境影響評価準備書に対する勧告について

令和 8 年 3 月 9 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 46 条の 14 第 1 項の規定に基づき、（仮称）月越原野風力発電事業環境影響評価準備書について、月越原野風力開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第 4 項の規定に基づき、北海道知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所：北海道寿都郡寿都町、黒松内町及び島牧郡島牧村
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：46, 200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜環境影響評価準備書＞

環境影響評価準備書受理	令和 7 年 6 月 19 日
住民意見の概要等受理	令和 7 年 9 月 29 日
北海道知事意見受理	令和 8 年 1 月 26 日
環境大臣意見受理	令和 8 年 2 月 6 日
経済産業大臣勧告発出	令和 8 年 3 月 9 日

問合先：電力安全課 小西、植田
電 話：03－3501－1511
（内線：4921）

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえ、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であり、対象事業実施区域は累積的な影響を考慮することが重要な地域に位置している。地域全体の環境影響の低減を図るため、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報の共有等を行うことで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。また、環境影響評価手続中等の風力発電所に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努めること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合に情報共有できる体制を構築するとともに、その体制について環境影響評価書に記載すること。その上で、提供依頼があった際は可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 水環境に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋、上水道等の取水地点が存在しているほか、対象事業実施区域内の北側及び東側には森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定されている水源かん養保安林が広く存在しており、本事業の実施により、これらの直接改変並びに工事中の土砂及び濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、河川や沢筋等からの距離を取るとともに、水源かん養保安林等の改変を回避し、又は最小限に抑制することを踏まえた土地の改変位置の検討に加え、改変量等を可能な限り抑制するよう見直すこと。その上で、沈砂池等の設置及び管理を適切に実施し、適正に環境監視を実施すること。また、必要に応じて追加的な環境保全措置を適切に講ずること。これらにより、土砂及び濁水の流出を抑制することで、水環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

（２）鳥類及び生態系に対する影響

本事業は調査実施から5年以上が経過しており、追加調査を実施していない鳥類及び生態系の一部項目について、予測及び評価結果の妥当性に懸念がある。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシの生息が確認されているほか、ミサゴの営巣、ノスリ等の猛禽類の飛翔が確認されている。これらの鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避し、又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類及び生態系の調査のうち、追加調査を実施していない項目について、その必要性を検討し、結果を評価書に記載すること。また、検討の結果、追加調査を実施する場合には適切に調査、予測及び評価を行うとともに、重大な影響が生じるおそれがある場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 鳥類の風力発電設備への衝突、移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に関する事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえ、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置等の追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定めるとともに、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、その確認位置、損傷状況等を記録し、速やかに関係機関との連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病

個体の救命への協力を行うこと。

（３）植物に対する影響

改変区域内で生育が確認されている重要な植物種であるカキラン、タマミクリ及びキタササガヤについて、その生育地を改変区域から除外することによる影響の回避を最優先に検討すること。やむを得ず改変を伴う場合は、専門家等の意見を踏まえた代償措置を講ずること。なお、代償措置として移植を行う場合は効果の不確実性が大きいことから、専門家等の助言を踏まえ、適切に事後調査を実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。